

平成26年度

# 事業計画

津久見市社会福祉協議会

# 平成26年度事業計画

## ～事業推進にあたって～

少子高齢化の急速な進行や生活環境の変化などにより生活課題は多様化しており、制度の狭間による生活のしづらさにつながっています。

従来、福祉で対応する領域は、高齢・障がい・子育て・生活困窮などの対象者別、施策別の支援が中心でした。しかし、ひとりひとりの暮らしを尊重し、その人らしく地域で安心して生活を送るためには、地域の包括的な支援ネットワークによるオーダーメイドの支援体制づくりが求められています。

本会では、このような状況を踏まえ、住民、関係機関、行政と共に地域福祉活動を推進していくための行動計画として、本年より5カ年を計画期間とする「第2期地域福祉活動計画」を策定しました。この計画では、ひととひととのつながり、地域での見守り・支え合いなどを通じて住民自らが主体的に関わり合いをもつことで生まれる「絆」の再構築をするため、職員が積極的に地域に出向き、住民の声に耳を傾けながら、つながることの大切さなど地域での福祉の取り組みについての理解を求め、皆さんと手を携えて、行政や関係機関と連携し、地域の生活課題の解決に向けて事業を進めてまいります。

## ～事業内容～

### 1. 地区社協による地域での見守り・支え合い活動の推進

地域の中で支援を要する人は、一人暮らし高齢者だけではなく、障がい者とその家族、母子父子家庭、子育て中の家庭など、多様化しており、地域の中でどう支えていくかが大きな問題になっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すには、地域の中にあるさまざまな生活課題や困っている方のSOSを早期に把握し、解決できる体制づくりが大切です。

そこで、もういちど、住民同士が隣近所で見守り・支え合える地域にするため、地区社協組織を中心として、区長・区役員・民生委員児童委員・介護予防推進員・盛人クラブ・ボランティアなどの方々から横のつながりを作っていただき、その輪を地区全体に広めていただくように進めていきます。

#### 【取組内容】

##### (1) 地区社協設置地区について

○地区社協活動の大きな柱でもありますが、見守り・支え合い活動について、多くの地域住民の方が参加できるように、地区懇談会や研修会を通じて地区長・班長・各種団体等へご協力いただけるように説明を行います。

○地区社協の活動状況や課題の把握に努めるため、懇談会を通じて意見交換を行います。また、その中で把握した、地域や住民が抱えている様々な問題に対して、地域の方々と協力して解決に取り組みます。

○地区社協の活動として、定例会又は研修会を開催できるよう支援します。

○地縁組織・団体だけではなく、あらゆる関係機関団体（医療・教育関係・福祉団体・ボランティア・行政関係等）が主催する会議や研修会の中で、地区社協の活動を理解していただくための説明を行います。

## （2）高齢化や過疎により地区社協設置の困難な地区について

○社協主催の出前サロンや意見交換会を開催し、住民同士が連絡・連携を取れる仕組みを維持していけるように支援を行います。

○出前サロンや出張相談・意見交換会等を通じて、情報提供を行い、地区の要望や課題を解決したり、関係機関へつなぐ活動を行います。

## （3）区長・民生委員児童委員と介護予防推進員とのブロック別研修会の開催

○地区社協活動を推進するうえで、まず、区長・民生委員児童委員・介護予防推進員の三者の連携強化は欠かせません。この連携強化を図るために、市内を6つのブロックに分けて、三者の合同研修会を開催します。

## （4）地区社協連絡会の開催

○地区社協同士の情報交換・連携・交流を通じて日頃の地域福祉活動に活かしてもらうことを目的に開催します。本年度は、事例発表と講演を行います。

## 2. 津久見市社協のホームページ・フェイスブックの開設

多くの市民の皆さんが、地域福祉に対する理解を深められるように、地区社協、ボランティア・民生委員児童委員などの活動をホームページやフェイスブックを利用し積極的に発信していきます。

（5月に公開予定）

## 3. 「津久見市保健福祉ゾーン構想」の推進に伴う総合相談窓口の充実

津久見市の保健福祉ゾーン構想の一翼を担い、保健福祉の相談窓口の一元化を推進します。

### 【取組内容】

#### （1）総合相談窓口の充実（社協・包括・竹とんぼ）

総合相談窓口（24時間対応）として充実を図るため、職員の資質向上のための研修会・ケース会議への積極的な参加を進めます。

また、相談窓口を共有する長寿支援課と連携を密にし、市民サービスの向上を図ります（※包括・竹とんぼの事業計画は別紙にて）

#### （2）専門相談日の充実

年々、複雑多様化する、市民の方々からの相談に対処するため、専門相談日を設置し、ニーズに即した相談体制の充実を図ります。

○法テラスの弁護士による相談	…	第1・3木曜日	14時～16時
○鳥越弁護士による相談	…	第4木曜日	14時～15時30分
○大村司法書士による相談	…	第2木曜日	13時～16時
○年金相談	…	偶数月の第4火曜日	10時～15時
○心配ごと相談（民生委員等）	…	第1・3火曜日	13時30～15時
○消費者行政相談	…	毎週第水曜日	9時～17時
○若者就労支援相談	…	第2金曜日	13時～16時

#### 4. 市民ふれあい交流センターの運営

市民ふれあい交流センターは、地域福祉活動の拠点として、様々な事業に活用していきます。

##### ①地区社協・ふれあいサロンの交流拠点

- ・地区社協連絡会やふれあいサロン連絡会を開催し情報交換を行います。
- ・地区社協主催の交流事業を開催します。
- ・お出かけサロン事業を開催します。

##### ②専門相談事業の開催

- ・法律や年金・心配ごと相談などの相談を開催します。

##### ③ボランティアセンター

- ・ボランティアセンターにて、ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と発信を3つの柱とし、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」センターづくりを行っていきます。

##### ④行政主催事業の開催

- ・健康教室や介護予防研修など保健福祉に関する事業を支援します。

##### ⑤福祉関係団体事業所・NPO・地域組織の交流拠点

- ・福祉関係機関・団体、地域福祉活動を行う団体などの研修会、交流会、各種事業に交流センターを利用頂きます。

#### 5. ボランティア活動の推進

##### 【取組内容】

##### (1) 登録斡旋事業の推進

###### ①ボランティアセンターの充実

ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と発信を3つの柱とし、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」センターづくりを行っていきます。

###### ②ボランティアコーディネート

ボランティア活動（個人・グループ）に関する様々な相談への対応や情報提供を行い、活動をしやすい環境づくりを進めます。また、ボランティアと地域や福祉施設などが、連携した活動につながるよう支援を行います。

### ③社協登録ボランティア（個人・団体）と地域との連携

社協に登録しているボランティア（個人・団体）と地区社協活動やふれあいサロン活動との連携・協力が進むように、意見交換等を行います。

## （2）育成事業の推進

### ①夏休み体験学習

中高大学生等が夏休みを利用して、自発的な福祉活動を体験することにより、自分たちが住む地域社会の福祉活動や福祉の現状を理解していただき、ボランティア活動への積極的な参加を促進していきます。

### ②ボランティア協力校の活動支援

実践体験を通し、社会奉仕と豊かな心を育むように、各ボランティア協力校と個別の意見交換を行い、特色を生かした活動が出来るように支援を行います。

また、ボランティア協力校活動の場を利用し、高齢者や障がい等の理解を深めていただくよう関係機関の協力を得て啓発の場を作ります。

特に、手話を通じて聴覚障害者の理解を深めていただくための講座と認知症を理解いただくための講座を各学校で実施していただくように進めていきます。

### ③講座の開催

手話講座（入門・基礎課程）及び出前ボランティア育成講座の開催を行います。

## （3）ふれあい出前講座

知恵や知識、技術をもつ市民の方々に講師として社協に登録いただき、地区での研修やふれあいいきいきサロン等の講師として派遣を行います。

（講師登録状況は、別紙のとおり）

## 6. 機関・団体とのネットワークづくりの推進

### 【取組内容】

### （1）機関・団体とのネットワークづくりの推進

社会の急激な変化に伴って、福祉に対する課題や要望も年々多様化してまいりました。今後もますます変化していくであろうことをふまえれば、身近な地域での福祉課題を地域の様々な方々の横の連携をつくり、協力しあって課題解決に取り組むことが必要であると考えます。

またその一方で、地域で起こる市民だけでは解決できないさまざまな課題等について、社協や行政、福祉施設・事業所・福祉関係団体等が、課題解決に向けたネットワークを構築することが必要です。津久見市社会福祉協議会では、関係機関による連絡会等を開催し、情報交換や意見交換を通じて、種別の違いを越えて協力・連携・協働を進めるための場づくりに取り組みます。

- ・津久見市福祉施設・事業所連絡会の開催（参加施設事業所19）
- ・津久見市ボランティア連協議会（参加団体）
- ・福祉施設事業所とボランティアグループとの意見交換会
- ・区長、民生委員児童委員、介護予防推進員とのブロック別合同研修会の開催
- ・行政、社協、民生委員児童委員、子育て関係機関等との意見交換会

## 7. 在宅生活支援事業の推進

### (1) 県からの委託事業の推進

#### ①日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいがある方などで、判断能力が不十分なため日常生活に支障がある方を対象に、安心して生活が送れるよう日常的金銭管理等の支援を行います。

#### ②生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図るために、必要な資金の貸付手続きを行います。

#### ③成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及

成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を促進するために、わかりやすい講座を行います。

### (2) 市からの委託事業の推進

#### ①地域包括支援センター事業

地域における総合相談支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う機関として事業の充実に努めてまいります。(別紙事業計画にて説明)

#### ②障がい者相談支援事業所サポートセンター「竹とんぼ」の受託

地域で生活する障がい者や介護者、家族等からの相談にお応えして、必要な情報を提供したり、サービスの利用援助や権利擁護のために必要な支援などを行うことによって、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようお手伝いします。  
また、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援等を行うことにより、相談支援の充実強化を図ります。  
(別紙事業計画にて説明)

#### ③寝具消毒乾燥事業

ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯並びに身体障がい者で、障がい、傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な方に対して、年2回のサービスを行います。

### (3) 社協自主財源による在宅事業の推進

#### ①福祉機器の貸出

高齢者や障がいのある方へ短期間の福祉機器(電動ベット・車イス・ポータブルトイレ等)の貸出を行います。

#### ②訪問理美容事業

在宅で寝たきりなどの状態にある高齢者や障がい者に対して、理美容師を在宅に派遣し整髪を行います。(理美容師の出張料を社協が支払い、利用者は理美容の店内料金を理美容師に支払います。)

### ③ふれあい電話事業

ボランティアの方々により、一人暮らしの高齢者世帯へ、月2回電話による安否確認の声かけを行います。

## 8. ふれあい交流事業の推進

### (1) 障がい者交流事業の推進

#### ①障がいのある方々の相互交流事業

日帰りバス旅行を通じて、障がい者の社会参加の促進、いろいろな方々との交流の場の提供、ニーズの把握等に努めてまいります。

#### ②地域住民との交流事業（うばめ園・ちちんぷいぷいあけぼの）

知的障がいのある方と住民との花一杯運動やもちつき大会等の支援を行います。

### (2) 関係機関・団体・当事者・家族等の主体的活動の支援

- ①関係機関・団体・当事者等の主体的な交流活動の支援や活動の紹介を行っていきます。  
（例：県南福祉フォーラムの支援・認知症家族会の支援など）

### (3) 世代間交流事業の推進

- ①ふれあいいきいきサロンやボランティア協力校の事業での児童・生徒との七夕づくりや軽スポーツ等を通じて世代間交流活動の支援を行います。

## 9. 災害に関する社協の役割

### ①災害時に助け合える地域づくり関すること（地区社協を中心とした活動等）

災害にも強い地域は、住民のつながりがあり、助け合いができる地域です。社協は、地域福祉を推進する団体であるため、災害にも強い地域づくりを含めた地域支援活動福祉教育活動を行います。また、復旧・復興時にも、弱ってしまった地域社会のつながりの回復など、災害によって生まれた地域課題の解決に向けた住民の取り組みを地域福祉の立場から継続的に支援していきます。

○地区社協による小地域ネットワークの推進

### ②災害時要援護者に関すること

災害時要援護者支援対策モデル事業を行った地区の取り組みをマニュアル化し、行政が推進する地域防災計画に基づいた災害時要援護者の把握及び支援体制づくりに、側面的な支援を行います。

○マニュアルの作成及び周知

### ③災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。

災害時の被災者支援、被災地の復旧・復興には、被災地内外からのボランティアによる救援活動が大きな力となります。社協は、災害ボランティアセンターを設置運営し、「被災者を支援したいボランティアのニーズ(思い)」と「支援を受けたい被災者のニーズ(困りごと)」の窓口となり、双方の思いを「調整し・つなぐ」役割があるため、センターの運営がスムーズに行くようにします。

○災害ボランティアセンターの周知及び運営訓練の実施

④生活福祉資金の貸付に関すること（生活困窮被災者を支援する役割）

被災した市民の生活を立て直すため、生活困窮被災者に対する生活福祉資金の貸付の相談窓口となり、申請手続き事務を行う役割があるため、担当者以外の職員でも対応できるように致します。

○生活福祉資金業務研修会への職員の派遣

## 10. 自主財源の確保

### （1）社協会費制度・共同募金運動の推進強化

①社協会費・共同募金の趣旨を住民の方々に理解していただくため、あらゆる機会を通じて周知を行います。

## 11. その他事業

### （1）啓蒙啓発活動の推進

#### ①広報紙の発行

社協活動・地域福祉活動の周知、福祉情報の伝達及び住民の福祉意識の高揚を目的として広報紙「たちばな」を5月、8月、10月、2月の年4回発行します。

（※ホームページを作成）

②市社会福祉大会の開催 … 表彰・講演・意見発表を行います。

#### ③共同募金運動の推進

地域福祉活動をはじめとする様々な事業・活動の財源として、県共同募金会と連携し共同募金運動を行います。

#### ④歳末助け合い募金活動の推進

歳末助け合い募金の一環として、歳末助け合いチャリティーショー・街頭募金活動を行います。

#### ⑤ベンチ設置事業

建築士会の協力により、地区集会所やバス停留所に手作りベンチの設置を行います。

（2）福祉バスの運行 … 関係団体の研修等へ参加の送迎を行います。

（3）関係団体への活動支援 … 次の団体等への活動助成を行います。

民生委員児童委員協議会、盛人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、遺族会  
母子寡婦福祉会、子ども会育成連絡協議会、臼津保護司会津久見分区、更生保護  
女性会、ボランティア連絡協議会・ボランティアグループ、ボランティア協力校  
食生活推進協議会、地域女性団体連合会、NPOちちんぷいぷいあけぼの、社会  
を明るくする運動実施委員会、県南福祉フォーラム実行委員会（津久見市）



